公　　示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定により検定申請のあった下記遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条に規定する規格に適合していると認める検定を行ったので同規則第９条第１項の規定により公示する。

令和８年５月18日

茨城県公安委員会委員長　　白川　洋子

記

検定番号	遊技機の種類	型式名	製造業者	申請者			検定の有効期間
				氏名（名称）	法人にあっては代表者氏名	住所（主たる事務所の所在地）	
５１０８３１	ぱちんこ遊技機	ｅバキ２ＬＣＭ２	株式会社アムテックス	株式会社アムテックス	代表取締役金子　明利	東京都台東区東上野一丁目16番１号	令和８年５月18日から３年間